



身近な頼りになる

KITASENJI LAW OFFICE

北千住法律事務所

弁護士 青柳 孝夫

弁護士 鎌田 正紹

弁護士 黒岩 哲彦

弁護士 小寺 貴夫

弁護士 柿沼 真利

弁護士 金湖 恒一郎

弁護士 岡田 友佑

弁護士 岡崎 仁美

事務局一同

No. 128 2015年8月18日

発 行

北千住法律事務所

〒120-0034

東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2F

TEL 03 (3870) 0171 FAX 03 (3881) 7471

広告責任者 東京弁護士会所属 所長 黒岩哲彦

<http://www.kitasenju-law.com/>



ごあいさつ



北千住法律事務所が掲げる四つの理念のひとつは「日本国憲法を擁護し、日本国憲法の理念や条項が実現する社会をめざす」です。安倍政権は憲法九条など日本国憲法を全面的に否定する戦争法案（安保法制）を成立させようとしています。私たちは戦争法案を廃案・撤回に追い込むために全力を尽くします。

所長 弁護士 黒岩哲彦

御 相 談 は まずはお電話を ☎03-3870-0171 (受付時間 平日●AM10:00~PM6:00)

入所ごあいさつ

弁護士 岡田 友佑 ゆうすけ Yusuke Okada



この度、ご縁があって北千住法律事務所に入所させて頂くことになりました、弁護士の岡田友佑と申します。

私は、平成18年に慶應義塾大学法学部法律学科を卒業し、その後、平成22年に千葉大学大学院専門法務研究科を卒業しました。出身は千葉県松戸市ですが、父の実家が足立区にあり、幼いころは毎週のように江戸川をわたって遊びに来ており、また、司法試験受験時代には、葛飾区の図書館で勉強をしていたこともあって、私にとって東京の下町は大変なじみの深い地域です。

茨城での弁護士生活

その後、平成24年に弁護士登録をし、茨城県龍ケ崎市の眞鍋・大関法律事務所にて、勤務弁護士として執務をしてきました。茨城は車社会のため、交通事故が多く、車の修理費用数万円の支払いを求めて交渉や訴訟を行う毎日でした。他にも、債権回収などの一般民事事件や、離婚や相続などの家事事件、行政機関を相手とした国家賠償請求事件、裁判員裁判をはじめとした刑事事件などに取り組んできました。

茨城での弁護士生活も非常に充実していましたが、これまで携わってきたような個別具体的な紛争だけでなく、公益的な活動に関わって、より広く社会の役に立ちたいという思いが強くなり、当事務所に移籍させて頂くことになりました。

ロースクール時代の思い出

司法試験に合格する前に、登録制のアルバイトをしていた時期がありました。そこは、実質的に見れば偽装請負や二重派遣に該当するような、派遣業法違反が横行するような状況でした。夜から朝まで、間に休憩や仮眠を挟みながら、数日間にわたって肉体労働を続ける劣悪な現場も多数ありました。ちょうどその頃、大手人材派遣会社が法令違反を繰り返して廃業となつたため、同社に所属していた労働者が、仕事を求めて私の所属していたような同業他社に流れ込んできました。外形的な手取りは良いため、この仕事で生計を立てている者は多いようですが、交通費などの支出を考えると実質的には最低賃金程度の現場もあり、また、社会保険等は一切なく、雇用形態に関する十分な説明もありませんでした。このような不安定な状況で働き続けざるを得ない労働者がいること、最終的には社会的弱者にしわ寄せが行くことを目の当たりにしました。

市民とともに

また、現在、結婚して二人の子を育てていますが、待機児童及び保育士の就労環境の問題や、産休・育休に関する問題、さらには地域の高齢化に伴う問題など、これまで以上に、市民生活に密接に関わる問題について直面する機会も増えました。

このような社会をとりまく問題に対し、常にアンテナを張り巡らせ、弁護士としてどのような役割を果たすことが必要とされているかを考えながら、職務を邁進していきたいと思います。

気持ちを新たに頑張りますので、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

入所ごあいさつ



弁護士 岡崎 仁美 Hitomi Okazaki

この度、北千住法律事務所におきまして、弁護士としての第一歩を踏み出こととなりました弁護士の岡崎仁美です。早稲田大学法学部・立命館大学法科大学院を修了して2014年12月に弁護士登録しました。

入所して早々に、離婚事件、破産・再生、労働、交通事故等、様々な案件に携わらせていただいております。

これまで東北、関東、関西、九州で暮らしたことがあり、いろんな地域の方々と接することがとても好きです。足立区は私にとって初めての地域ですが、飲食店などを開拓し、足立に馴染んできたように感じる今日この頃です。

どうぞ宜しくお願い致します!



福島の原発訴訟

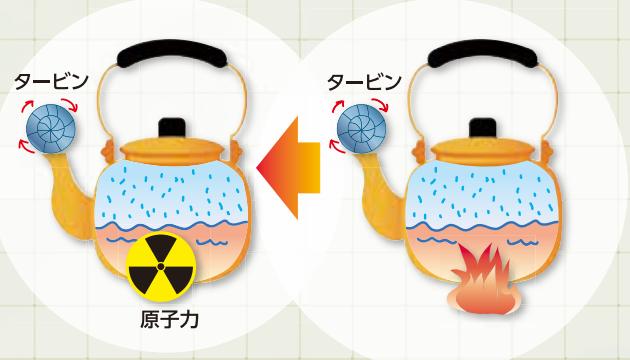
2011年3月11日、世界的に「FUKUSHIMA」という言葉を知らしめた大事故である原発事故が起きました。そして、福島をはじめ、東京、千葉、京都、愛知など、いろいろな地域で、原発事故によって被害を受けた方々が、ふるさとを返せ！と、国と東電に対し訴訟を起こしています。私が関わる原発被災者弁護団の都路チームでも、2015年2月9日に、福島県田村市都路町地区の居住者105世帯399名が、国と東電を相手に総額37億円の訴訟を提起しました。

～原発の中で何が起こったの？～

そもそも事故のとき、原子力発電所の中で何が起こっていたのでしょうか。

「原子力発電所」を大きなヤカンに例えます。

このヤカンの中では、水を熱して水蒸気でタービンを回して電気を起こしています。原発では、これを火ではなく、原子力で熱しています。



～原子力エネルギー～

原子力エネルギーは、ウランを分裂させることによって、運動エネルギーと放射性エネルギーを生んでいます。このうち、運動エネルギーは、緊急停止するとすぐに止まるのですが、放射性エネルギーは簡単には発熱がとまりません。ですので、常に大量の水で冷やしておかなければなりません。

もし冷やすことができなくなると、放射性エネルギーが制御できない状態になり、高温になった水蒸気と燃料の入れものが化学反応を起こして水素が発生し、水素爆発が起きてしまいます。

そこで、水素が発生しても爆発しないようにするため、原子炉を開けて空気を逃す「ベント」という換気の作業があります。

～今回の福島原発～

しかしながら、福島原子力発電所では、「ベント」の機能を動かすための電源が失われてしまったので、水素爆発が起こり、原発事故が起こってしまったのです。

福島のみなさんと
訴訟を頑張って
いきます！



足立区立竹の塚図書館副館長

不当雇止め事件訴訟勝訴の報告

指定管理者制度の下における労働事件

今日は、当職が係わった、「足立区竹の塚図書館不当雇止め事件」の訴訟で、20

15年8月4日、東京高裁（第10民事部）において、**勝訴判決**が言い渡されましたので、報告いたします。

事件の概要

原告Aさん（仮称）は、2010年4月以降、被告B社（民間企業）が、足立区教育委員会より管理運営業務を受託している足立区立竹の塚図書館にて勤務していました（契約期間「1年間」の有期雇用。同年9月以降は「副館長」として勤務。）が、2012年4月以降、B社から、労働契約の更新を拒絶され（既更新回数は、1回のみ。2回目の期間満了時の雇止め）、不适当に雇止

めされてしまいました。

本件図書館は、足立区教委によって、2010年4月1日から5年間、地方自治法で規定されている「指定管理者」となったB社に管理運営が委託されました（なお、この「指定管理者」に対する公立図書館の管理運営業務委託については、近年、九州の某市にて、公立図書館の管理運営が、大手レンタルビデオチーレン企業に委託されたことで話題になりました）。

この「指定管理者」制度においては、地方公共団体の公的施設（本件では、図書館）

本件において、Aさんは、図書館法上の「司書」の資格を有し、2010年4月以降、B社に採用され、本件図書館に勤務し、同年9月以降は、副館長の職に就きました。そして、翌年4月以降、労働契約を更新し、誠実に勤務していました。

しかし、B社から、2012年4月以降の更新を拒絶され、「雇止め」されてしましました。B社は、形式上雇止めの理由として、「業務を遂行する能力、勤務態度が十分でない」と認められています。



弁護士 柿沼 真利

Masatoshi Kakinuma

ですが、本件では、以下のような背景事情が存在します。B社は、2011年8月頃、

図書館内の書籍に、防犯用シールを貼り付

ける作業を職員に行わせる際、通常の業務としてではなく、「内職」として、最低賃金を大幅に下回る金額の「報酬」でこれを行わせようとした。これは、最低賃金法

上問題のある行為であり、Aさんは、B社に対し、これを抗議し、これを止めるよう求めました。そして、その後、Aさんは、B社から、雇止めされてしまいました（なお、B社から、雇止めされたのは、Aさんだけでした）。

この、B社が「防犯用シール貼り作業を内職として行わせた」点について、Aさんは、

足立区の公益通報制度に基づいて、公益通報を行い、その後の公益監察員による「調査報告書」の中で、最低賃金法に違反する問題であることが、厳しく指摘されました。

また、その調査報告書の中で、Aさんに、B社が雇止めの理由として主張するような事情は存在しないことも明らかにされました。この雇止めは、Aさんの抗議・改善要求に対する「報復」として行われたとも考えられます。

判決

2013年8月の訴訟提起後、1年半に及ぶ審理を経て、2015年3月12日、判決言い渡しとなりました（東京地裁）。

判決の内容は、B社による雇止めを、違法・無効とし、Aさんの労働契約上の地位の確認を認め、2012年4月の雇止め以降約3年分の未払い賃金を支払うことをB社に対して命じるほぼ原告完全勝訴の内容でした。

また、判決は、「既更新回数1回のみ」であるにもかかわらず、Aさんの労働契約更新への期待を、合理的なものと結論づけていますが、その中では、

①図書館法上、公立図書館には、「司書」な

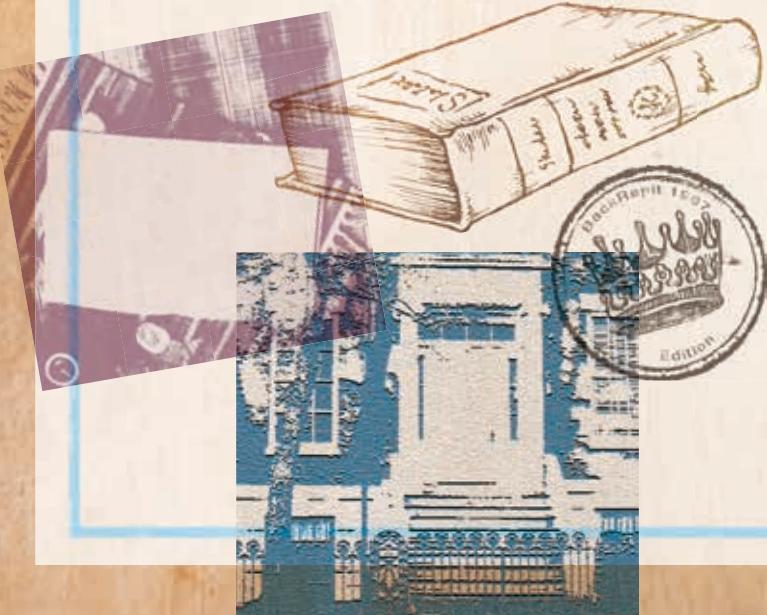
どの専門的職員を数名置くことが求められ、本件図書館でも同様であること（Aさんは、司書の資格を持つている）、

②B社が、本件図書館の指定管理者として選定されるため、足立区に提出した「事業運営計画書」の中でも、「従業員が意欲を持つて、継続して安心して働き続けられる職場環境の整備に全力で取り組む」旨を約束し、「従業員を継続的して雇用するとの方針をとっていた」とこと、

③実際の更新に關し、Aさん以外には、更新を希望していた人は全員更新していた実態があること、

などを認定し、上記の内容の判決を言い渡しました。

B社側は、即日、控訴してきましたが、8月4日に、東京高等裁判所にて、勝訴判決が言い渡されました。



東京都立学校「日の君」強制事件・第2次再雇用拒否訴訟 第1審「勝訴!!」判決報告

弁護団 柿沼 真利
Masatoshi kakinuma

はじめに

東京都立学校の卒業式・入学式の実施に関し、あの石原慎太郎都政下の2003年10月23日に一つの「通達」が東京都教育委員会から出され、以後、卒業式などにおいて、職務命令に反し、「君が代」斉唱時に、「日の丸」に向かって起立しなかつた教師の方々が、懲戒処分、あるいは、定年退職後の「再雇用職員」等への採用の一括拒否、等の不利益を課されている現状にあります。

この件に関しては、既に、最高裁判決も出ていますが、なお、訴訟活動も継続的に行われています。

そんな中、本年5月25日、東京地裁は、「画期的」な判決を言い渡しました。それが、タイトルにある、第2次再雇用拒否訴訟の第1審判決です。



1 事件の概要

同事件は、2007年3月、08年3月、09年3月にそれぞれ、定年退職を迎えた都立学校の教師であった方々が、都立学校の定年退職後の再就職制度である「再雇用職員」などへの採用を希望したところ、過去に、「君が代」斉唱時に職務命令違反の「不起立」があったこと「のみ」を理由に、それが重大な非違行為であるとして、一律にその採用を拒否されたので、その違憲・違法を主張し、損害賠償請求を行うものです。

提訴が、「2009年9月」であるので、「第1審」の判決言渡しまでに、5年8ヶ月の期間を費やしました（提訴時、小学1年生であった方が、もう中学に進学している時間の長さである…まあ、あまり意味のあるたとえではないですが）。

2 判決の内容

さて、本題に戻ります。判決の内容は、端的に言うと、被告・東京都による「不起立のみ」を理由とした本件採用拒否は、その裁量権を逸脱・濫用する違法なものであり、原告らに対し、一人当たり、再雇用職員に採用された場合に1年間分の給与に相当する金額の賠償を行うことを、都に命じた、というものです。

この判決が、「画期的」なのは、既に、この「日の君不起立」を理由とした「定年退職後の再雇用職員などへの採用拒否」に関しては、複数の訴訟が先行的に起こされており（本件も「第2次」と銘打っています）、それらはいずれも、最高裁まで行った上で、敗訴判決が確定してしまっており、本件でも都側はそのことを主張していました。そんな中で、本件では、「勝訴」判決を勝ち取ったのです。

本件で弁護団は、公務員の定年退職後の採用制度に関する近時の法制度等のあり方（「原則採用」の流れ）、これに沿った新たな裁判例の存在、行政機関の裁量権行使の適法性判断に関する近時の最高裁判例の傾向（具体的で緻密な総合考慮）などを、示しつつ、本件の判決を、単なる先行訴訟の敗訴判決の「コピペ」にしないよう、弁護活動を行いました。

裁判所は、この原告ら及び弁護団の主張を認め、上記の原告勝訴の判決を言い渡しました。

3 控訴審に向けて

とはいって、都側は、早速、控訴してきましたので、気を引き締めて取り組むことが求められます。

第34回 憲法のつどい 開催

弁護士 小寺 貴夫 Takao Kodera

7月15日、エコノミストで同志社大学大学院ビジネス研究科教授の浜矩子さんを迎え、西新井ギャラクシティで足立憲法の集いが開かれました。1982年から続けられてきた企画です。

折しも、この日は、戦争法案が衆議院安保法制特別委員会で強行採決された日の夜でした。同じ時刻に、国会周辺では、「総がかり行動実行委員会」とSEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動）が共同で呼びかけた戦争法案の廃案を求める6万人の大集会が開かれていました。また、全国各地で種々な団体や人々が、弁護士会、学者・研究者らが抗議の行動や声明を発表しましたし、日弁連はシンポジウムを開き、日弁連会長が、憲法違反の戦争法案は何時間審議しても合憲にならない、数の論理で押し切るのではなくてはならないのに、人間に目を向けていないと、根本的な視点から批判していました。

そして、憲法の集いには、600名を超える人々が集まりました。

浜矩子さんは、アベノミクスが「強い日本を取り戻すために」本来やるべきことをやらず、考えてはいけないことを考えていると言って、経済活動は人間の営みであり、人間のためのものでなくてはならないのに、人間に目を向けていないと、根本的な視点から批判しました。

豊かさの中の貧困に全く目を向けず、強いものをより強くするのは邪道です。富めるものがより大きな富を手中にしても、富は富める者の間を飛び回るだけでトリクルダウンは起こりません。80年代のレーガノミクスもサッチャリズムも格差が拡大するだけでした。

また、経済政策は均衡を図るところにあるのに、ばら撒きで財政赤字、円安で経常赤字、異次元緩和で資本収支の赤字と、産んではならない三つ子の赤字を、政策が産み落とす格好になっています。

そして、国家と国民の関係を逆転させて、国民に対して国家に奉仕することを求めようとしていることは、戦争のできる国造りと軌道を一にしていると指摘しました。

集いでは、足立の民舞サークル、葛飾エイサーわかならの人たちの踊り、また川崎から来られた寝床屋道楽さんの落語も披露されました。

挨拶は、事務所の金湖恒一郎弁護士が、また、戦争法案の問題点と現在の情勢について、柿沼真利弁護士が発言しました。



ゲスト 浜 矩子さん
Noriko Hama

意
見
書

【原告代理人の意見書をご紹介します。】

第1「違憲・違法理由」 プライバシー権侵害

- 戸籍は個人情報の固まり
戸籍制度は人の出生・死亡・婚姻・離婚・縁組・離縁等の重要な親族法上の身分関係を登録・公証する制度であり、個人の出生から死亡に至るまでの身分関係の変動

- 漏洩すると、本人のみならず、家族のプライバシーまで漏洩することになります。
- 平成19年戸籍法改正によるプライバシーの権利の保

が逐一、系譜的に記録されています。戸籍の記載内容が漏洩すると、本人のみならず、家族のプライバシーまで漏洩することになります。

平成19年戸籍法改正は「戸籍公開制度の見直し」を行い、戸籍謄本等の交付の請求においては、窓口に出頭した者の本人確認は運転免許証等の公の身分証明書を対比して確認することを原則としました。しかしながら、公の身分証明書が提出されないこともあります。その場

足立区戸籍業務の民間委託による プライバシー侵害裁判

第1回口頭弁論(2015年6月15日)

弁護士 黒岩 哲彦 Tetsuhiko Kuroiwa

報告

東京都足立区区役所が戸籍業務を民間業者に委託している問題で、弁護士黒岩哲彦など足立区民1389人が近藤弥生区長に民間委託差止めなどを求めている住民訴訟の第1回口頭弁論が、2015年6月1日東京地裁民事3部（館内比佐志裁判長）で行われました。戸籍業務の民間委託を裁く初めての裁判です。東京地裁には原告150人が集まり抽選が行われました。103号大法廷には原告130人が参加し、30人が原告席に座り、100人が傍聴をしました。裁判では、原告代理人2人が意見陳述。尾林芳匡弁護士は、区が戸籍業務の根幹部分まで民間業者に委託し、区民の情報を渡したことにはプライバシー権の侵害であり、地方自治法の求める効率性にも反するなどの問題点を指摘しました。原告兼代理人の黒岩哲彦弁護士は、戸籍業務の民間委託による個人情報漏洩のリスク増大の可能性を訴えました。被告足立区長側は、答弁書で、原告の請求の却下を求めており、争う構えです。次回の口頭弁論期日は9月18日午後3時30分・101号法廷です。

合は生年月日や親族の氏名などの質問を発して、それに答える回答を聞いて本人かどうかを確認します。答え方あるいはそのときの動作等も確認の要素となります。戸籍謄本等の交付請求について、プライバシーを保護するためには「本人確認」は足立区の職員が行う必要があるのです。

3 本件戸籍業務委託に従事した労働者の構成の問題

本件戸籍業務委託に従事した労働者の構成は、平成26年1月からの総人数サービスの労働者の構成は、平成26年1月からの総人数は134名、うち正社員が6名、契約社員が56名、パートが33名であったことは、被告答弁書においても認めているところです。多くの短期雇用者が戸籍情報という重大な個人情報に関わることになり、戸籍情報漏洩の危険が高まるることは明らかです。被告足立区長は個人情報保護対策について「改正された足立区個人情報保護条例において、罰則適用の厳罰化を図る」など「個人情報保護対策に万全を期す」などと主張していますが短期雇用者が戸籍情報漏洩した場合は摘発自体が困難です。「ベネッセ情報漏洩事件」も犯罪行為ですが「罰則」が犯罪を抑止することはありませんでした。

4 富士ゼロックスシステムサービスは過去に戸籍情報漏洩事件を起こしています。被告答弁書は「ゼロックスの説明によれば、当該事件は恐喝未遂事件であり戸籍情報の流出は確認されていない」「戸籍情報の流出が確認されていない以上、戸籍情報漏洩事件と認識できるものではない」と主張しています。しかし、被告足立区長が設置した「足立区特定委託業務調査委員会」の平成26年11月18日付答申は「現在の受託事業者は、過去に大きな個人情報漏洩事件を起こした企業である。区としてもこの点を重く受けとめ、現受託事業者に対し過去の漏洩事件に関する報告を求め、事後のであつてもその回答に対してもきちんと対処すべきである。また、個人情報保護審議会においては、その当時、本漏洩事件の報告、審議が行われていない。今回の委託についての審議の場面でも、議論の土俵にあがることはなかつた。業者選定委員会においてもこの件は議論されておらず、事業者の起こした過去の事件・事故、その改善策についての評価が盛り込まれていない」と明確に指摘しているところです。

5 本件戸籍業務委託は足立区民のプライバシー権を侵害することは明らかです。

第2【違法理由2】地方自治法違反

地方自治法は地方公共団体の事務処理に当つての基本的原則、指針を「最小の経費で最大の効果」と定めています。本件戸籍業務委託は東京法務局からは戸籍法違反との指摘及び東京労働局からは労働者派遣法違反との指摘を受けて、「是正」なるものを繰り返して、複雑怪奇な作業フローに陥っています。本件戸籍業務委託は①待ち時間の増加や富士ゼロックスシステムサービスの職員の不適切な対応あるいは二重手間等のサービスの低下と②コストの増加をもたらしている。本件戸籍業務委託は「最大の経費で最小の効果」で非能率化、非効率化です。

第3【違法理由3】戸籍法違反

平成19年戸籍法改正による「戸籍公開制度の見直し」とともに「戸籍の記載の真実性を担保するための措置」は定めました。戸籍の届出の要是証明と同様に「本人確認」です。戸籍法は窓口に出頭した者の本人確認は、運転免許証等の公の身分証明書を対比して確認することを原則としますが、公の身分証明書が提出されないこともありうるところ、その場合は生年月日や親族の氏名などの質問を発して、それに対する回答を聞いて本人かどうかを確認します。考え方あるいはそのときの動作等も確認の要素となります。「本人確認」は足立区の職員が行う必要があるのです。

第4【違法理由4】労働者派遣法違反

富士ゼロックスシステムサービスは、東京法務局の戸籍法違反との指摘を受けて、業務手順書等を平成26年4月14日にあらため、「受付できない届出について、職員様にエスカレーションします」としました。つまり、いつたん受付した届出の処理について、その一部を発注者で「却下」判断を求めています。しかし、原告は住民監査の対象に「委託契約及び委託契約の基づく公金の支出」を明記しており、住民監査請求で対象とした行為と本件住民訴訟で訴えの対象とした行為に同一性があることは明らかです。

第6 被告の「本案前の答弁」について

被告の「本案前の答弁」について一言述べます。被告は、「原告の住民監査請求は本件委託契約の締結だけあるが、委託契約は平成25年3月25日であるところ、住民監査請求は平成26年1月7日であり1年間以上を経た1年7か月後であるので適法な住民監査請求を経ていない」として「却下」判断を求めています。しかし、原告は住民監査の対象に「委託契約及び委託契約の基づく公金の支出」を行われる事業との区分に関する基準によれば、請負の形式による事業が労働者派遣事業とみなされないために明らかです。

は、「請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。」が必要です。富士ゼロックスシステムサービスが「エスカレーション」と称して、請け負った業務のうち、その一部を自ら処理できないとして発注者にその処理を委ねることは、明らかに基準に反するものであり、独立した請負事業として評価することはできず労働者派遣法に違反する偽装請負です。

第5【平成27年3月31日付法務省民事局民事第一課補佐官名事務連絡「戸籍事務の民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」について

同事務連絡は戸籍民間委託に一部歛止めをかけたものと評価できます。

平成27年4月7日の参議院法務委員会において、政府参考人（深山法務省民事局長）は、「移記事項の入力については、移記をするか否かが法令等に照らして明白ではなく、高度な判断をするものであるか否かの振り分けにつきましては市区町村の職員が判断をして行うべきものと考えます。全件について市区町村の職員が事前に民間委託が可能であるか否かについて確認をする。」としました。「身分事項移記等の二次入力」の民間委託を継続したことが違法であることは明らかです。

原告は、答弁書第6「被告の主張」をまつて、同事務連絡の内容・評価及び現時点での本件戸籍業務委託が違法であることを、詳細に主張をする予定です。

日本のいちばん長い夏

～戦争法案を廃案に～

弁護士 鎌田 正紹

M a s a t s u g u K a m a t a

戦争法案が衆議院で強行採決され、闘いの場は参議院に移っています。

この法案は、憲法に明白に違反しており、かつ、とても危険なものです。

この法案が通れば、自衛隊はいつでも海外に派兵でき、海外で武力行使が可能となります。戦争に巻き込まれ、戦争の当事者になります。

これまで、アメリカから自衛隊の海外派兵の要請があつても、憲法で認められていないと言って断ることができ、事実、断ってきました。しかし、これからは、断ることができず、アメリカの言うままに軍事行動に参加することになります。

自衛隊員に死傷者も出ますし、アメリカと同一に見られるので、日本・日本人もテロの対象となります。

政府は、法案の理由として、北朝鮮や中国の脅威をあおり、今にも軍事衝突が起きるような言い方をしますが、事実に反します。

北朝鮮とは拉致問題の交渉をしていますし、中国は貿易の最大取引先で、経済上の交流・結びつきも強く、軍事衝突をおこす関係ではありません。北朝鮮や中国が日本を攻撃すると言ったこともなく、そうした行動を取ろうとしたこともありません。政府の説明はまやかしです。

また、政府は、抑止力の強化をいますが、つまるところ、アメリカの軍事力に全面的に依存することになり、ずっと従属を続けることになり、米軍基地もそのままです。

この法案は、何としても、廃案にしなくてはなりません。

憲法学者も立ち上がり、これまでになくなたくさん的人が反対の声をあげています。

世論調査では、おしなべて反対が賛成を大きく上回り、8割の人が今国会で決めることに反対しています。

衆議院で強行採決されましたがあきらめではいけません。

今年は、とくに暑い日が続きますが、9月27日の会期末まで、反対の声をさらに大きく結集して、廃案に追い込みましょう。



ポツダム宣言と安倍首相

弁護士 小寺 貴夫

T a k a o K o d e r a

70年前の8月、広島への原爆（6日）、ソ連の参戦（8日）、長崎への原爆（9日）と続き、15日正午、天皇の玉音放送が流れて、戦争は終わりました（ソ連参戦による戦闘はその後も続きました。）

この終戦への起点となったのは「ポツダム宣言」（7月26日）でした。ベルリン郊外のポツダムで、ソ連がホスト国となって、トルーマン、スターリン、チャーチルの3人が会談した際に、発せられました。

また、原爆投下を正当化するために日本によって拒否されるものでなければならず、その前日に、原爆投下命令が出されています。

ヨーロッパでは、4月30日にヒトラーが自殺してドイツは降伏しています。沖縄戦も4月1日にアメリカが上陸して始まり、6月23日まで戦われました。

それでも日本は「一撃和平論」から、本土決戦を唱えていました。

そこで、アメリカ、イギリス、ソ連の3首脳が、ヨーロッパの占領政策と日本への最後通牒を出すために、7月後半、ポツダムに集まったのです。

アメリカは、日本の無条件降伏の条件は、唯一、天皇制と皇室の安泰であることに気付いていました。そして日本に対する「宣言」をどのような内容にするか、思案していました。①日本に降伏を受け入れさせるために天皇制を認めてよいが、それをどのように表現するのかしないのか、②原爆が間に合うのかどうか。

また、ソ連との関係でジレンマを抱えていました。2月のヤルタ会談で、日本を降伏させるためにソ連の参戦を求め、その代償として南権太の返還と千島列島の引渡しを密約していましたが、ソ連の影響力を嫌い始めました。そこで、③ソ連と一緒に出すかどうか、など未確定の要素がありました。

一方、スターリンは、早くから日本への参戦を決

定し、秘かに軍隊を東に移動させていました。南権太と千島列島を武力で占拠するためです。参戦する前に日本が降伏してしまうことは不都合なことでした。日本は、その真意も見抜けず、7月、スターリンに和平の仲介をとつてもらおうとして近衛元首相を特使としてソ連に派遣しようとしていたのです。

このような中で、7月17日、ポツダムに3人が集まり、会談が始まりました。

会談中に原爆実験が成功しました。25日には原爆投下命令が出され、26日、トルーマンは、スターリンを外してポツダム宣言の文書を記者に流してしまいました。原爆が実戦に使えるとなったら、ソ連の協力は要らなくなつたからです。

その後、冒頭の展開となります。

日本が本気で直ちにポツダム宣言を受け入れようとした始めたのは、原爆投下によってではなく、ソ連が参戦したからでした。ソ連の中立が戦争継続の前提でしたし、ソ連には占領政策に関与されたくないかったからです。それまで、原爆も含めて、どんなに赤子（臣民）に多くの犠牲者が出ても、戦争終結に動き出すことはなかったのです。

また、ポツダム宣言から外され、原爆が投下されたことを知ったスターリンは、千島などの獲得のために直ちに日本への攻撃命令を出しました。

安倍首相が、ポツダム宣言を詳らかに読んだことがないと言い逃れをしたり、かつて、原爆を投下した後にどうだとばかり叩きつけたものだと間違えて言っているのは、当時の戦争指導者と同じく、アジア諸国に多大な被害を与え、このような結果を招いた日本の侵略戦争について、少しも反省するところがなく、原爆の投下後に（実はソ連の参戦後に）、本気でポツダム宣言の受け入れを検討せざるを得なくなつた事実についてだけ、「被害者」として「記憶」しているからではないでしょうか。

「昼顔」は他人事ではありません!?

弁護士 金湖 恒一郎

Koichiro Kaneko

上戸彩さん、吉瀬美智子さん、そして何より斎藤工さんが出演して話題となったドラマ「昼顔」。毎週楽しみにご覧になっていた方も多いのではないでしょうか。

このドラマのテーマは、いうまでもなく「不倫」でした。

「『不倫』なんて、ドラマや映画の世界の話であって、私には関係ないわ」…そう思ってらっしゃるあなた、もしかすると認識が甘いかもしれませんよ！？

実際、不貞行為のご相談の件数は増えています。

不貞行為が発覚したとき、思わずカッとなって旦那さん（または奥さん）を問い合わせて、白状させたはいいものの、あとで全部証拠を消されてしまった…というケース、また、浮気がお相手の奥さん（または旦那さん）にバレて、電話でいきなり問い合わせられて、気が動転するあまり、認めなくてよいことまで認めてしまった…というケースなど、内容がセンセーショナルなだけに、思わぬ方向に話が進みがちです。

交渉の仕方によって、その後の展開が大きく変わってくるのも不貞行為の事件の特徴です。

最初にいくら請求するのか？それに対し、いくらなら払えると答えたらしいのか？…相手がどれくらい早期解決を望んでいるか（裁判を嫌がっているか）、相手は勤め人なのか自営業なのか等々によって変わってきます。また、こちらの手の内（証拠）をどれくらい見せるのか、という駆け引きも重要です。浮気をされた！（または浮気をしてしまった！）という方は、早めに専門家である弁護士にご相談いただくことをオススメします。

退所ごあいさつ

弁護士 橋澤 加世 Kayo Hashizawa

このたび、日本での執務を離れ、アメリカにて生活することになりました。

夫の赴任にともなうもので、家族そろっての移住です。

北千住法律事務所で過ごした5年間は、私にとって、かけがえのないものとなりました。

関わさせていただいた、どの案件も、一つとして同じものは無く、印象深く覚えていま
す。

渡米前に、過去の事件ファイルを整理し、片付けることになりましたが、なかなか作業が進ま
ず、結局、事務所を出なければならない直前の深夜まで続きました。夜中に、一人事務所にのこ
り、一つ一つの事件ファイルに目を通していると、色々なことが思い出され、涙が出てきました。

弁護士になりたての頃は、依頼者の方の人生に関わる責任の重さに押しつぶされそうになり、自分
に何ができるのだろうかと悩んだことも多くありました。一方で、困難な中でも、依頼者の方が自ら手
を伸ばして、社会という壁を乗り越えていく姿に感動し、勇気づけられたこともたくさんありました。

振り返ってみれば、私自身が、事件を通して、自らの生き方や、家族のあり方、仕事とは何かなど、
たくさんのこと学ばせていただきました。皆様にご縁をいただいたこと、また、事務所の仲間に支
えられていたことに、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

お世話になった皆様、本当にありがとうございました。一人一人にご挨拶させていただきた
かったのですが、渡米の準備に慌ただしく、かないませんでした。ここでのご挨拶となったこ
とを、お許し下さい。

しばらく日本での執務は離れますが、きっとアメリカから見えるもの、見てくるべきこ
とがあるものと考えています。こちらで勉強を積み、帰国後に、またお会いできるこ
とを楽しみにしております。



弁護士費用の負担ゼロ?

~「弁護士保険」・「弁護士費用特約」

弁護士 岡田 友佑 Yusuke Okada

「弁護士保険
『Mikata』」

そもそも
「弁護士保険」
とは?

実は身近な
「弁護士保険」
~「弁護士費用特約」~

おわりに

「弁護士保険」や「弁護士費用特約」が利用できれば、早期の段階で、躊躇することなく弁護士に示談交渉等を依頼することができ、適切な解決につながります。交通事故や日常生活で被害にあった場合には、自分や家族の加入している保険合いで利用できるものがないか、必ず確認してみましょう。

平成27年1月23日付の週間法律新聞に、プリベント少額短期保険株式会社（以下「プリベント社」）が、国内初の弁護士保険『Mikata』の契約者に対し、「弁護士直通ダイヤル」などのサービスを始めた、という記事がありました（週間法律新聞『弁護士の紹介サービス、弁護士直通ダイヤル開始』平成27年1月23日付）。

「弁護士保険」とはあまり聞きなれない保険ですが、この「弁護士保険『Mikata』」とは、そもそもどのような保険契約なのでしょうか。

プリベント社によると、毎月保険料2980円を支払うことで、将来、弁護士を利用する必要が生じた場合には、①突然の事故により身体の傷害もしくは疾病または財物の損壊が生じた場合について弁護士費用の全額、②①以外の事件の場合には弁護士費用の一定額が保険金として支払われる、国内初の単独型弁護士保険だそうです。

毎月保険料を払ってまでわざわざ「弁護士保険」には入らないという方も多いかと思います。そのような方でも利用できるのが、自動車保険などに付けられる「弁護士費用特約」。これも「弁護士保険」の一つなのです。

この「弁護士費用特約」を利用すれば、交通事故の相手方との示談交渉を弁護士に依頼する場合、保険会社が、その弁護士費用を保険金として支払ってくれるので（上限額は300万円）。つまり、「弁護士費用特約」が利用できれば、弁護士費用の負担を気にすることなく、弁護士に依頼することができるのです。

そして、「弁護士費用特約」は、同居の親族等の保険に付いていれば利用でき、契約内容によっては、交通事故に限らず、日常生活で被害を受けたために損害賠償請求をする場合に利用できることもあります。また、「弁護士費用特約」を利用してても、基本的に自動車保険の等級は下がりません。



こんなところに、
弁護士費用特約
がついてる！



CHEERS! 8

Have a nice day!

PARALEGAL

事務局より

二度と進みたくない戦争への道に今日本は進もうとしている。

多くの犠牲のもとで生まれた理想の平和憲法。全世界に広まれば戦争をなくすことが出来る。平和憲法を広げる努力こそ日本はしなくてはいけないのに、情けない現実。

一步一步暗黒時代が近づいているよう、恐怖を感じる。何も言えない社会にならないように、今が肝心。自分にできることを精いっぱい行動して生きたい。

(事務局長 坂崎恵美子)

磁気誘導ループ（ヒアリングループ）が、難聴の方にとても有効なことを生活と健康を守る会さんの“足立守る会ニュース”の記事で知りました。事務所の受付にも、小さいタイプを置けるといいなと思い、インターネットで検索してみましたが、ちょっといいお値段でした！腕に覚えのある技術者さん自作“磁気誘導ループ”についてのホームページも拝見しましたが、工業高校での実習を思い出し、何となく面白そうだなとワクワクしてしまいました（授業内容はすっかり忘れています）。

(事務局 蔵 明子)

涼を求めて、スケートを滑りに行ったら、すごい混雑で、みんな同じこと考えるんだな～と思いました。やっぱり真央ちゃんや羽生くんの効果か、フィギュアスケート教室も大盛況のようです。

ふと思ったのですが、この危険な暑さのなか、夏季東京オリンピックって、大変なことになりそう。やるほうも観るほうも。（7月下旬から8月初旬だそうです）。

(事務局 景山紫穂)

私の趣味は水泳です。水泳と言ってもスピードをだしてガンガン泳ぐのではなく（そもそも早くは泳げませんが…笑）楽にゆ~っくりと長い距離を泳いだり、リズムに合わせてシンクロしたり、時には仲間達と海で遠泳をします。皆で泳いだ後は、とにかくご飯が美味しい、その日は爆睡です。今年はいつもより長い距離の遠泳にチャレンジする予定です。

(事務局 持田理恵)

ただいま普通自動車免許取得に向けて教習所通いしています。仮免試験も無事？合格しいよいよ路上運転の講習が始まりました。

指導員の厳しい（温かい？）指導のもとどきどきわくわくの路上は毎回緊張の連続。終わると疲れ果ててしまい、連続して受講する学科は眠くてまぶたが下がらないよう必死に眼を見開いて話を聞いています。果たして夏が終わらないうちに取得できるのか…頑張ります!!

(事務局 秦野信代)



ご存知ですか？ホームローヤー

ちょっとした困りごとや心配なことを、きがねなく連絡取れる弁護士がいると心強いのでは？
ホームローヤーとは、個人の弁護士顧問契約制度です。

かかりつけの医者ならぬ、かかりつけの弁護士のようなものですね。
じつはこのホームローヤーの制度が、着実に浸透してきています。

依頼していた件が解決して、今はとくに差し迫った状況ではないけれど、せっかく信頼関係を築いた弁護士と、これからもつながっておきたいな、といった方におすすめです。

簡単な問題でしたら、お電話での対応も可能です。
日頃から信頼のおける弁護士が様々なサポートをさせていただきます。(費用は、月々 5000 円～(+税)です)

ご興味のある方はぜひ、お気軽にお電話ください。
安心感がちがいますよ。



退所ごあいさつ

事務局 本木 進

1977年4月から2014年12月末までの37年余勤務した北千住法律事務所を定年退職しました。在職中は、格別のご懇情をたまわり誠にありがとうございました。

1996年1月から2009年12月末まで事務局長という役職につき、平和と民主主義、そして憲法を守る運動を取り組んでまいりました。これからも、微力ながら平和憲法を守る運動を続けたいと思います。

また、埼玉県春日部市の町内会活動や趣味の写真とマラソンを楽しみたいと考えています。

今後ともよろしく願い申し上げます。



最近の活動から

6月6日「ストップ!戦争への道」
(戦争いやだ!足立憲法学習会実行委員会主催)
じっくり学ぶことの少ない日本国憲法。伊藤真さんの理路整然としたお話しにウットリ・すっきりしました。

7月15日「戦争する国づくりと憲法9条」
(私たちのくじと憲法を考えるつい実行委員会主催)

強い経済より、人を思いやる経済が大切。そのための目、耳、手は、大切な3つの道具なんです、と浜矩子さん。

7月24日「7.24足立区民集会＆パレード」
(戦争法案を認めない!足立総行動実行委員会主催)

アベ政治を許さない。戦争法案(安保法制)は認めないと800人が集まりました。

(事務局 蔵)

編集後記

この厳しい暑さの中、へとへとなりながらも当事務所にお越しいただいている皆様、ありがとうございます。
まずは冷たいお茶をがぶがぶと召し上がっていただき、法律相談はそれからにしましょう(^^(景山)